

鹿児島県青少年保護育成条例の一部改正（案）の概要

1 「青少年」の定義の改正

現行 「6歳から18歳に達するまでの者をいう。」

→ 改正 「18歳未満の者をいう。」

【理由】 これまで6歳未満を条例の対象から除外していたが、現在は6歳未満でも犯罪被害や有害環境の影響を受けるおそれがあり、全国でも「18歳未満」とする都道府県が増えているため（令和7年10月時点で41都道府県），定義を改正

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の書面交付義務等の改正

事業者等がインターネットの危険性やフィルタリングの必要性について青少年や保護者に説明する際に義務づけている書面交付について、これまでの紙のみから電磁的記録を含むものに改正

【理由】 インターネット上での電子契約利用者の増加等に対応

3 インターネット関連規定の改正

「特定電気通信役務提供者」を参照する法令名の改正に合わせて用語・規定を改正

（改正 特定電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。））

4 用語表記の改正

平仮名表記であった語を常用漢字表記に改正

（がん具→玩具、いん行→淫行）